

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第三項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者から届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

令和八年六月十日

文京区長

成澤

廣

修



一 指定公金取扱者

文京区女性団体連絡会

会長 千代和子

所在地

文京区本郷四丁目八番三号

二 変更の内容

事務所の所在地の変更

変更前 文京区春日一丁目十六番二十一号

文京区役所十四階

変更後 文京区本郷四丁目八番三号

三 届出日

令和八年五月二十五日